

「宇部市水道局 指定給水装置工事事業者」の 新規申請手続について

1. 申請に必要な書類

・ 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）	
・ 機械器具調書（別表） （写真の添付をお願いします。）	
・ 誓約書（様式第2）【自署又は記名押印してください。】	
・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）	
・ 給水装置工事主任技術者証（又は免状）の写し	
・ 事務所の位置図（市内業者のみ） （著作権が他者にあるもの不可。ゼンリン地図の場合は複製許可証貼付）	
・ 指定給水装置工事事業者指定時確認事項	
【法人で申請される方】	【個人で申請される方】
・ 定款 ・ 履歴事項全部証明書(※)	・ 住民票の写し(※)

※発行から3か月以内のもの（原本）

2. 申請手数料

10,000円（非課税）

※指定給水装置工事事業者証交付の際にお支払いいただきます。交付式のご案内は後日、ご連絡いたします。（申請書提出時にお支払いいただく必要はありません。）

3. その他

工事の設計、施工基準等を記載した「宇部市水道局給水装置等の設計施工事務取扱要綱」のPDFデータをお渡しします。

【申請場所】

宇部市水道局 上水道整備課 給水装置係

〒755-0022 山口県宇部市神原町一丁目8番3号

TEL 0836-21-2405

FAX 0836-21-2172